

収 入
印 紙

課名	水道工事課	番号	2023010002
----	-------	----	------------

建 設 工 事 請 書

- 1 工 事 名 ○○給水管漏水修繕工事
- 2 工 事 場 所 浜松市 ○○区○○町 地内
- 3 工 期 着手 令和○○年○○月○○日 完成 令和○○年○○月○○日
- 4 請負代金額 ¥ 3 2 1 , 2 0 0 -
- うち取引に係る消費税 ¥ 2 9 、 2 0 0 -
 及び地方消費税の額
- 5 契約保証金 浜松市上下水道部契約規程が準用する浜松市契約規則第27条第1項第5号の
 規定により免除
- 6 契約不適合 浜松市上下水道部建設工事執行規程が準用する浜松市建設工事執行規則
 責 任 期 間 第57条の5の規定による
- 7 そ の 他

小額工事仕様書を省略する場合は、「現場
説明に基づき」としてください。

上記の建設工事の施工については、別添小額工事仕様書その他関係書類に基づき、特約条項、
浜松市上下水道部建設工事執行規程に定める条項を遵守し、信義に従って誠実に履行いたします。

見積書提出期限と同日としてください。

令和○○年○○月○○日

発注者 浜松市 浜松市水道事業及び下水道事業管理者 ○○ ○○

受注者 住所又は所在地 浜松市○○区○○町123

商号又は名称 浜松建設株式会社

代 表 者 代表取締役 浜松 太郎 ⑩

特約条項

以下の特約条項を了承し、当該契約をお請けします。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第1条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（暴力団関係業者による下請負の禁止等）

第2条 受注者は、以下に該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 受注者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、発注者は受注者に対して当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下この条において同じ。）を求めることができる。

4 前項の規定により発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

（暴力団の排除のための協力）

第3条 受注者は、この契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、発注者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

2 受注者は、この契約に関する下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、受注者を通じて発注者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

（契約内容の変更）

第4条 浜松市建設工事等設計変更事務処理要領に基づき、やむを得ない理由で契約内容の変更が必要になった場合は、発注者は受注者と協議のうえ、契約内容を変更できる。なお、変更契約ができるのは、以下の場合とし、変更後の契約金額が250万円を超えることはできない。

（1）完成期限を延長する場合

（2）工事内容の変更により減額又は金額の変更が伴わない場合

（3）工事内容の変更により当初契約金額の30パーセントを超えない額の範囲内で増額する場合（これを超える場合は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途の契約とする。）

また、工事内容の変更に伴い、完成期限を延長する必要があるときは、工期の変更も併せて行う。

（第三者に及ぼした損害）

第5条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険、建設工事保険その他の保険より付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（請負代金の支払い）

第6条 受注者は、工事完成検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により工事完成届日から起算して14日以内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるとときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（補則）

第7条 この他に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。